

宇城市企業誘致戦略

2023年2月

1 策定の趣旨

近年、宇城市の地理的特性に対する評価や世界的な半導体需要の高まりの影響を受けて、工場や物流関連施設の新増設が相次いでいる。

九州、熊本の中心に位置し、市内に2か所の高速インターチェンジを有する交通の要衝であること、熊本市に隣接し、宇城市中心に向かう通勤圏内に約40万人が居住、工業高校を含む2つの高校が設置され、人材確保に適した地域であること、また、加工、製造に高い技術を有する企業が立地していることが、理由として考えられる。

特にTSMCの熊本県への進出発表を契機に関連産業の新たな熊本進出や工場企業及び既立地企業の設備投資の動きが県下で見られており、この好機を活かすためにも、宇城市における企業誘致の方針、戦略を定める。

2 企業誘致の現状

(1) 立地協定件数

企業が宇城市内で設備投資を行い、新たに工場等の事業所を新設、または既存事業所を増設する際、その設備投資及び新規雇用の予定について、市と企業の間で立地協定を締結する。

平成17年1月15日の5町合併以降、令和5年3月31日までの約18年間で宇城市が締結した立地協定の件数は43件になる見込み。製造業を中心とした設備投資の予定額は170.1億円、新規雇用予定は549人になる。

特に令和元年度以降の立地協定件数は20件、設備投資予定額は95.9億円と、件数、設備投資予定額とも大幅な増加となっている。

※立地協定は工場等、事業所の新設時だけでなく、既存事業所を増設、追加の設備投資の場合も締結している（増設協定）。

合併後立地協定件数(平成17年1月15日～令和5年3月31までの約18年間)

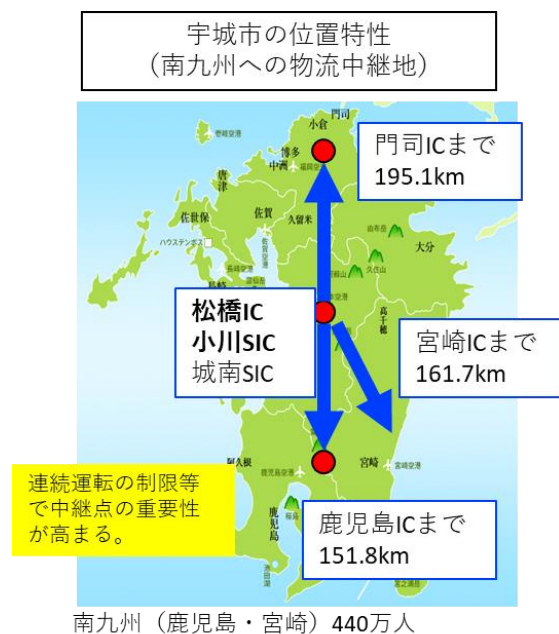
	協定件数	製造業	うち半導体	物流	オフィス	その他	投資予定額	新規雇用予定
合併後総計	43件	32件	9件	4件	5件	2件	170.1億円	549人
うちR1協定分	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0.2億円	20人
うちR2協定分	6件	4件	2件	1件	1件	0件	18.7億円	54人
うちR3協定分	6件	5件	3件	0件	1件	0件	26.4億円	82人
うちR4協定分	7件	5件	2件	1件	1件	0件	50.6億円	35人
うちR1~4協定分	20件	14件	7件	2件	4件	0件	95.9億円	191人
(R1~4)/(H17~R4)	46.5%	43.8%	77.8%	50.0%	80.0%	0.0%	56.4%	34.8%

(2) 立地協定増加の背景(宇城市の立地メリット)

ここ数年の宇城市における立地協定の増加は、以下の要因が考えられる。

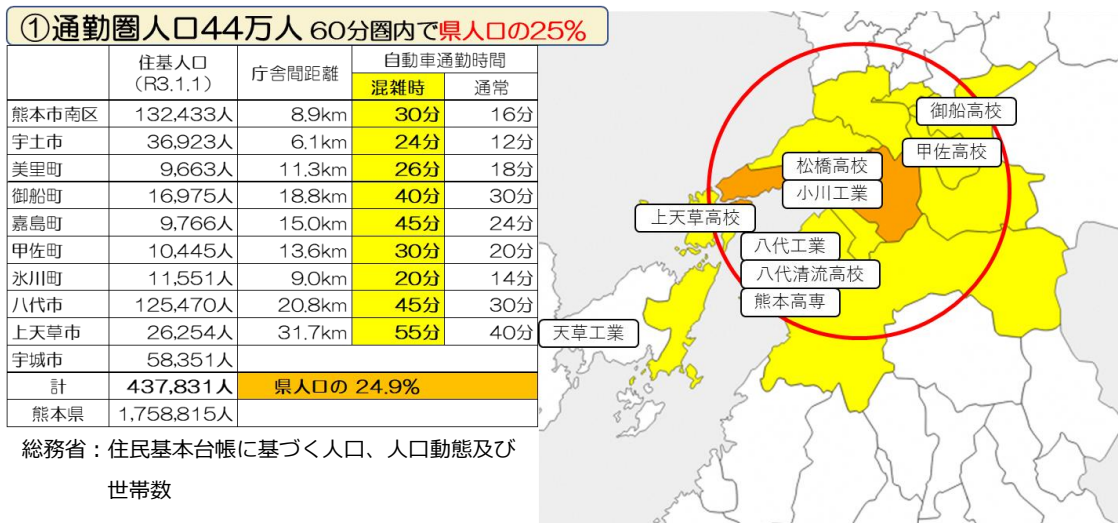
①交通の要衝(物流における優位性)

- ・九州、熊本県のほぼ中心に位置し、県南地域、天草地域、九州南域へ通じる交通の要衝。
- ・市内に九州自動車道松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジと2か所の高速インターチェンジを有し、城南スマートインターチェンジにも近い。
- ・JR九州鹿児島本線2駅、三角線3駅の鉄道5駅を有している。
- ・重要港湾に指定されている八代港に近い。



②豊富な労働供給力（人材確保における優位性）

- ・宇城市役所を中心に隣接自治体を合わせた通勤圏内に約 40 万人、県人口の 1/4 が居住。
- ・工業高校を含む 2 つの高校が設置。
- ・熊本市に隣接しており、直近 2 年間で転入者が転出者を上回る転入超過（社会増）となっている。



③加工、製造に高い技術を有する企業が立地（既立地企業の事業拡大）

- ・過去に宇城市に進出した既立地企業が、高度な加工、製造技術を有しており、そうした企業による事業拡大が進んでいる。

（3）企業誘致の意義

①経済の拡大、活性化

○設備投資によるストック（資産）の増加

工場等の施設が新增設されることで、設備投資によるストック（資産）が増加。市内総生産における民間投資が積み上げられ、いわゆる宇城市のGDP増加に寄与。

○製品やサービスの提供によるフロー（付加価値・所得）の増加

新增設された工場による生産、事業所によるサービスの提供により、

付加価値が生み出され、所得として分配される。

(参考)製造業における敷地面積当たりの有形固定資産額等

事業所敷地面積 当たり 有形固定資産額	事業所敷地面積 当たり付加価値額	従業員当たり 付加価値額
4.1億円/ha	4.5億円/ha	12百万円/人

「2020年工業統計表 地域別統計表 従業者30人以上の事業所に関する統計表 熊本県製造業計」から算出

②市税収入の増加に寄与

○設備投資等による固定資産税収の増加

工場等の事業所の新增設、機械設備等の導入により、固定資産、償却資産が増え、また農地等が宅地に転用されることで、土地の評価額も上がり、結果として固定資産税収が増加する。

○新たな事業所の設置、雇用の増加による法人市民税収の増加

新たに事業所が設置され、また、事業所の新增設により、雇用が増加することで、法人市民税収が増加する。

○所得の増加による市民税の増加

事業所で従業員が雇用されることで、給与所得が増え、市民税収が増加する。

③雇用の増加

事業所の新增設に伴い、雇用が増加する。

(4) 課題

①産業用地の不足

工場等の事業所の新設には、一定の大きさの宅地が必要であり、トラック等による輸送、出入が必要であることから、国道や県道等の幹線道路沿

い、又は高速インターチェンジ付近の土地が求められる。

工場や物流施設等に必要用地面積は数千㎡~数万㎡になり、上記の条件に見合う宅地が乏しく、農地等の転用が前提になるが、転用には制約があり、時間もかかることから、結果として、機会損失が生じている。

②人材確保

通勤圏に多数の人口を有し、直近では転入超過ではあるものの、県全体では人口減少であり、今後、TSMCの進出に伴う、関連産業の一層の集積が進むことから、人手不足となる可能性が高い。

3 宇城市の企業誘致・産業振興の方針

(1) 高付加価値産業の誘致

企業誘致に適した土地が不足し、また人手不足の中で、限られた土地や人材といった資源を有効活用するため、できる限り、高付加価値産業の誘致に努める。

(2) 産業用地確保

工場や物流関連施設等の誘致に必要な産業用地が不足しているため、国道や県道等の幹線道路沿い、高速インターチェンジ付近での用地確保を進める。

特に宇城市は土地面積規模で県内13位、熊本市隣接自治体で最大の面積を有しており、都市近郊で産業用地を確保することで、労働力の確保が期待できる。

(3) 人手不足への対応

企業説明会など、従来の人材確保支援のほか、設備投資による省力化に加

え、デジタル化の推進など、企業の生産性向上を図る取組みを支援する。

(4) 既存産業の設備投資促進・生産性向上

既に宇城市内に立地している誘致企業、宇城市に本社を有する地場企業については、既存敷地内又は隣接地取得による更なる設備投資を促す。

4 ターゲットとなる企業

(1) 高付加価値企業

- ・土地当たりの設備投資額が高く、付加価値を生み出す生産性が高い企業。
- ・従業員当たりの付加価値を生み出す生産性が高い企業。
- ・特に TSMC の熊本進出や半導体需要の高まりによる好機をとらえるべく、半導体製造装置等、関連企業の誘致に取り組む。
- ・他に、これまで企業誘致のターゲットとしていた製造業に限らず、データセンター、バイオマス発電所等の新たな産業施設、設備投資額が高い施設、商業施設や宿泊施設など、宇城市の利便性を高め、市内消費を増加させる施設の誘致も検討する。

(2) 宇城市の地理的特性を活かした物流関連産業

九州・熊本の中心、鹿児島県、宮崎県、天草、県南地域へ通じる交通の要衝であり、複数の高速インターチェンジと鉄道駅を有し、八代港にも近いことから、物流関連施設の誘致に取り組む。

特に3温度帯（常温、冷蔵、冷凍）の設備やマテハン機器が導入された高付加価値の物流施設の誘致に取り組む。

また、令和4年度に企業振興促進条例を改正し、貸倉庫業も補助対象としており、インターチェンジ付近でのマルチテナント型物流施設の誘致にも取り組む。

- ※マテハン機器 倉庫内業務のマテリアルハンドリングに使われる機器
- ※マルチテナント型物流施設 物流施設 1 棟を複数の事業者が共有する貸倉庫業の形態

(3) 既立地企業、地場企業

これまでに誘致した既立地企業及び宇城市に本社を有する地場企業は高度な技術を有し、受注増や新たな事業領域への進出する企業が少なくない。

こうした企業、事業所に対して聞き取りを行い、事業拡大や機能拡大の要件、ボトルネックを把握し、更なる設備投資の支援を行う。

5 具体的な取組み

(1) 産業用地の確保

①産業用地適地調査の実施

既存宅地では数千㎡~数万㎡の産業適地の確保が困難なため、今後、企業誘致に適した産業用地の調査を実施する。

②土地登録

公有財産の利活用に加え、農地、山林も含めた私有地については、地権者の同意を得て、土地登録を行い、企業とのマッチングを図る。

③企業の土地確保支援

○用地取得補助金

令和 4 年度から企業の土地確保支援として、宇城市企業振興促進条例を改正。企業が工場等の事業所建設に必要な土地を取得する際の経費を補助する用地取得補助金を創設。

※用地取得補助金 用地取得価格の 30%を補助。限度額 5 千万円。

○工場敷地内の緑地面積緩和

令和 4 年に宇城市工場立地法地域準則条例を制定。

工場立地法に基づく、工場敷地内の緑地面積の基準を緩和。工場敷地をより有効活用できるようにした。

※条例制定により緑地面積率 20%が最大 5%まで、環境施設面積率 25%が最大 10%まで緩和

○土地確保の円滑化

企業が土地確保をする際に必要な手続きが円滑に行われるよう支援する。

(2) 人手不足への対応

①雇用要件の撤廃

企業振興促進条例では、令和 3 年度まで新規雇用を補助金の交付要件としていたが、令和 4 年度より、交付要件から新規雇用を撤廃。設備投資のみで補助金が交付されるように条例を改正。

雇用によらず、設備投資により省力化を図り、生産性を向上させることで、人手不足に対応できるようにした。

②社員寮整備の支援

人材確保のため、企業の社員寮整備を支援。

令和 4 年度から空き家等改修補助金を改正し、企業が空き家を改修して社員寮として活用する場合に補助金を交付できるようにした。

また、社員寮整備を企業振興促進条例の設備投資補助金の対象経費とすることを検討。

※空き家等改修補助金 補助率 1/3 限度額 100 万円

③市内高校との連携

宇城市内にある高校と連携し、企業の合同説明会を対面、オンラインにより開催。

④事務手続きの省力化

企業が行う事務手続きについて、デジタル化を図るなど省力化により、企業の事務負担を減らす。

(3) 専門性の高い職員の育成

企業誘致は、情報収集、産業のトレンド分析や投資可能性の高い企業の抽出、企業に対するプレゼンテーション、事業所設置に係る法手続き等、多岐に渡る知識、スキルの蓄積が必要。

また、企業誘致には時間がかかり、継続的な取組みが必要なことから、円滑な事務ローテーションや経験者の管理職への再配置も含め、中長期的な視点での育成を行う。

(4) 他の支援措置

①設備投資補助金 設備投資額の2%を補助。限度額5千万円

②固定資産税の課税免除又は不均一課税

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

○半島振興法

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

○中小企業等経営強化法